

風と共

発行所
関西ダクト工業協同組合
大阪市 北区 神山町 9番
16号 (山名ビル)
電話 (312) 0466・5508番

財務基盤を手固く築く

議案11件すべて可決

節目、五周年の通常総会 開 5月21日 催

創立五周年を迎えた今年
の通常総会は去る五月二十
一日午後二時から大阪市北
区の新阪急ホテルにおいて
開催、第一部(会議)は、
恒例理事長挨拶のあと、議
長に内外熱学工業所代表河
合重男氏を選出、議事に入
りました。残念ながら委任
状出席の方もありましたの
で以下に概要のみをお知ら
せたいと思います。
理事会から第五回総会に
提案された議案数は十一件
に上りましたが、熱心な審
議の末に、すべて原案通り
可決承認されました。

まず昨年度の経済事業で
は、購買事業、二億八百万
円の売上げ、金融事業、三
億六千九百万円の貸付、受
注事業、三千三百万円の完
工でそれぞれ目標を達成、
この結果年度末における資
産は次のように増額しまし
た。
▽流動資産(現預金、受
手、売掛金、貸付金等)二
億六千四百万円
▽固定資産(長期貸付金
出資金等)四千万円
総資産額三億四百万円
正味財産額二千九百万円、
創立後五年にしてこれだけ

改選の新役員

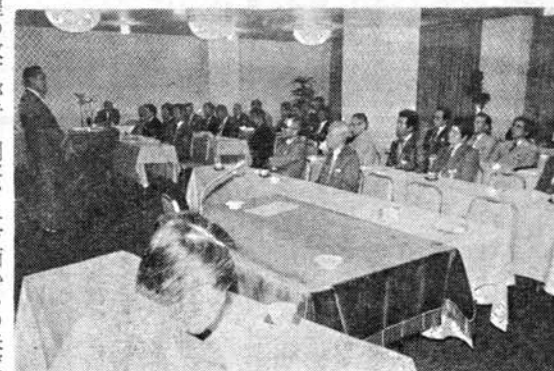
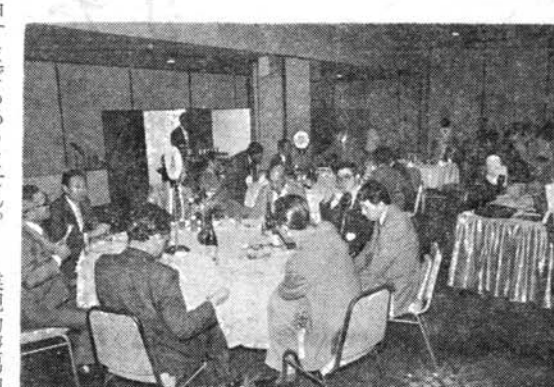
- ▽理事長 菅本 博
- ▽副理事長 浜田政義
- ▽専務理事 宗保 操
- ▽理事 今井直巳、畑中武
兵衛、大島長一、森本重
二郎、安西章夫、河合重
男
- ▽監事 花松操、射場義人
- ▽相談役 小川鐵夫



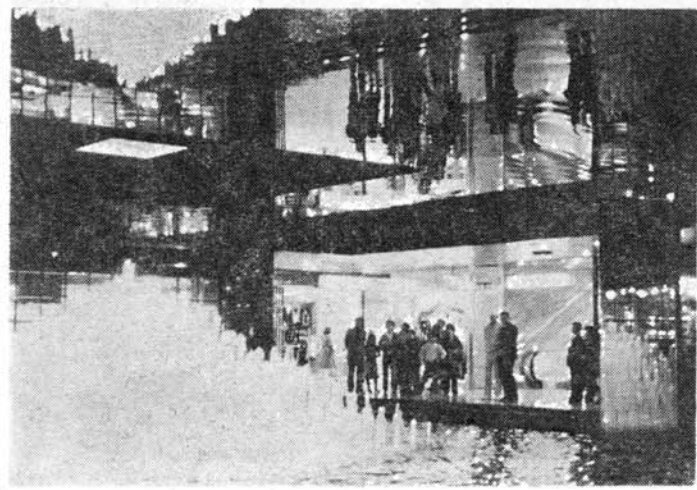
浜田副理事長



山中副理事長



- 五周年を迎えて開か
れた通常総会議場。①
はなごやかに懇親会
開弁護士に加え協力会員社
登録業社報道関係多数。
- 第五回 通常総会議案
- (1) 昭和五十四年度事業報告書
決算関係書類および剰余
金処分案承認
 - (2) 昭和五十五年事業計画
および収支予算案承認
 - (3) 昭和五十五年賦課金の金
額ならびに徴収方法
 - (4) 昭和五十五年借入金金の最
高限度および一組員に
対する貸付金の最高限度
 - (5) 昭和五十五年の加入金
 - (6) 購買事業規約改訂
 - (7) 金融事業規約改訂
 - (8) 慶弔規程改訂
 - (9) 協同組合連合会設立と加
入
 - (10) 役員改選
- 昭和五十五年役員報酬
1000円



川のある地下街一宇都宮守氏撮す



理事長 菅本 博

創立五周年 を迎えて

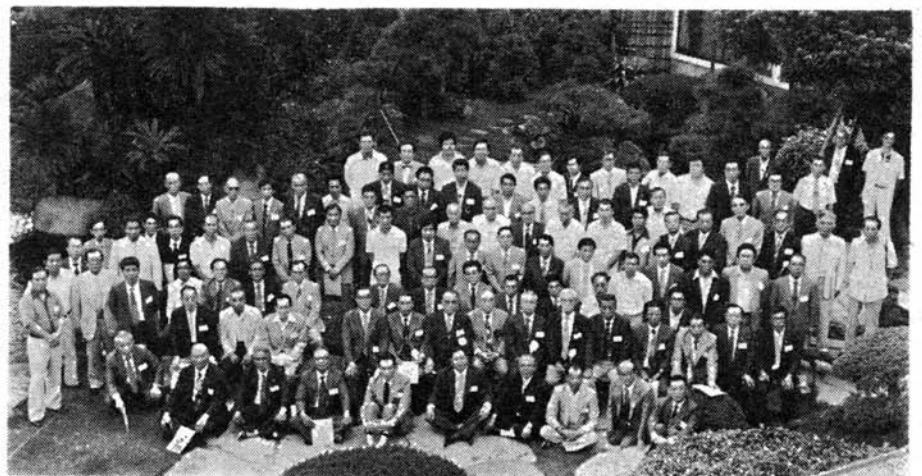
ご列席の皆様、当組合は
五年前の四月十六日に創立
いたしましたので本年は五
周年記念の年に当たります。
あとも第一石油ショ
ックによる狂乱のさなかで
ありましたから、予想もし
なかつた不祥事も経験した
のでありますが、鉄のごと
き団結と漲る創意により、

これらを見事克服し今日を
迎えることが出来、感慨ひ
としおでこさいます。しか
しこれは私達の努力もさる
ことながら、何よりも関係
各位のご理解あるご支援の
賜であることを一同銘記し
て、深甚なる謝意を表する
次第であります。
昨年は中央会のご推奨を

暑中お見舞い申し上げます

(50音順)

大阪府	大和工業 株式会社	072-084	5563
	小川鋳金工作所	072-026	2801
	大島工業 株式会社	072-965	0871
関西設備工業 株式会社		06-462	6161
共和設備工業 株式会社		06-862	3889
三輝工業 株式会社		06-322	5441
サンコー工業 株式会社		06-902	2492
三和製作所		06-729	7099
信和温調 株式会社		06-962	2523
信新工業 株式会社		06-682	2136
新光設備工業 株式会社		06-709	8881
大和工業 株式会社		06-922	3626
大竹本設備 株式会社		06-863	3329
土井池設備工業 株式会社		072-084	2821
花松設備工業 株式会社		072-998	7935
平本鋳金工業 株式会社		06-972	8440
三好板金工作所		06-329	4745
淀川空調 株式会社		06-473	0200
兵庫 大阪マイクログラフ 株式会社		072-784	3138
内外熱学工業 株式会社		078-576	2753
有畑中鋳金工作所		078-441	4341
有牧鋳金工作所		06-333	5541
ヤブサ工業 株式会社		06-401	5671
京都府 桃陽鋳金 株式会社		075-601	1355
橋本ダクト工作所		077-422	0244
マツダ工機 株式会社		075-981	8259
有森本鋳金工業 株式会社		077-421	2301
奈良 東伸工業 株式会社		074-572	4629



全国ダクト工業団体連合会第5回通常総会於伊東温泉ホテル及び

80年代の飛躍期す

全ダ連第5回通常総会 力強くスローガンを採択

全ダ連は去る七月十二日伊東温泉ホテル及びびに於て第五回総会を開催、議案スローガンを決議して終了しました。当組合からは、例年通り代議員、特別参加を合せ十名が参加いたしました。改選された新役員は会長 堀江正夫、副会長 野口登、小川鐵夫、栗田文作、菅本博、臼井昇、内

藤 衛、常任理事 浜 勝、関 政男、松崎昭夫、理事 町田国雄、藤野勝男、上野博次、小山清一、仲野良市、田綿長光、大西一郎、光本章、岡村好智、中島貞明、山田角津、羽鳥正義、渡辺庄二、大森徳衛、山岸広義、野田正蔵、藤井経松、平野喜代治の各氏が夫々選任されました。なお従業員永年勤続の受彰は十九名あり当組合経由でこの光栄に輝いた方々は次の七名。

射場昭夫、林田育憲、野口定二、二宮一三、吉田茂茂、堀内秀雄、小柳 仁の各氏でした。今年度の運動スローガンは「われわれ全国ダクト工業業者は、八十年代に於ける空調設備業界の発展のため技術の向上、技術の改善を図り、より高い業績を挙げることを目指す。」

①建設業法に「ダクト工業」の新設を図る。
②建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
③建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
④建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑤建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑥建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑦建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑧建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。

⑨建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑩建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑪建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑫建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑬建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑭建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑮建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑯建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。

⑰建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑱建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑲建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑳建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉑建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉒建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉓建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉔建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。

㉕建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉖建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉗建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉘建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉙建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉚建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉛建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉜建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。

㉝建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉞建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉟建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㊱建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㊲建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㊳建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㊴建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㊵建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。

①建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
②建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
③建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
④建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑤建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑥建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑦建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑧建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。

⑨建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑩建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑪建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑫建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑬建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑭建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑮建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑯建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。

⑰建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑱建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑲建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
⑳建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉑建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉒建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉓建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉔建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。

㉕建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉖建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉗建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉘建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉙建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉚建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉛建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉜建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。

㉝建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉞建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㉟建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㊱建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㊲建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㊳建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㊴建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㊵建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。

㊶建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㊷建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㊸建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㊹建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㊺建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㊻建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㊼建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㊽建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。

㊾建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
㊿建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。
建設業法の「ダクト工業」の新設を図る。

下請代金の支払遅延等防止法では、元請または親会社が下請する会社に対して不当な値引き、買いたたき行為を厳しく禁止して、残念ながら、これまではその具体的なガイドラインがなかったため、とかく、実効があらぬとの不満が強かったことはご承知の通り。そこで公取委と中小企業庁は共同で、この程漸くその運用の基準を定め、一斉に関係団体へ通知、励行の指導に乗り出しました。以下にその骨子を、お目にかけてご参考にお供した次第であります。

1 発注時までの申し入れ
(1) 発注時までに、下請代金の額から減額する額を定め、以後に減額することがあり得るとの申し入れを行い、これに基づいて下請代金の額を減額すること。
(2) 発注時までに下請事業者との間に下請代金を減額することについて合意があったが、その内容が具体的でなく又は減額することに同意し得るに足る合理的理由がないにも拘らず当該合意に基づいて下請代金の額を減すること。

2 単価の引下げ等理由
(1) 下請事業者との間に単価の引下げについて合意が成立した場合、当該合意の成立前に既に発注されている給付に新単価を適用して下請代金の額を減すること。
(2) 合理的理由がないに

3 不要品の発注等理由
(1) 取引先からのキャンセル又は市況変化等により不要品となったことを理由に下請代金の額を減すること。
(2) 発注後納品数量の一部を見本品等として取り扱うことにより下請代金の額を減すること。

4 支払手段としてあら
(1) 取引先からのキャンセル又は市況変化等により不要品となったことを理由に下請代金の額を減すること。
(2) 発注後納品数量の一部を見本品等として取り扱うことにより下請代金の額を減すること。

5 その他
(1) 発注後に宣伝・協力費等の名目下下請代金の額を減すること。
(2) 追加発注をしたにもかかわらず、これに相当する金額を加算しない以下請代金を支払うこと。
(3) 下請事業者の責に帰すべき理由により違約が

6 金に減額すること。
(1) 支払手段が手形支払であることであらざれば、現金支払と同等の理由に下請代金の額を減すること。
(2) 支払手段として手形金形支払を現金支払に変更した場合において手形金に減額すること。

7 親事業者からの材料の支給遅れ又は事実上無理な納期指定による納期遅れを下請事業者の責任として下請代金の額を減すること。
(1) 支払条件の是正等理由に減額する場合
(2) 支払遅延の是正を図ったことを理由に下請代

8 親事業者からの材料の支給遅れ又は事実上無理な納期指定による納期遅れを下請事業者の責任として下請代金の額を減すること。
(1) 支払条件の是正等理由に減額する場合
(2) 支払遅延の是正を図ったことを理由に下請代

9 親事業者からの材料の支給遅れ又は事実上無理な納期指定による納期遅れを下請事業者の責任として下請代金の額を減すること。
(1) 支払条件の是正等理由に減額する場合
(2) 支払遅延の是正を図ったことを理由に下請代

10 親事業者からの材料の支給遅れ又は事実上無理な納期指定による納期遅れを下請事業者の責任として下請代金の額を減すること。
(1) 支払条件の是正等理由に減額する場合
(2) 支払遅延の是正を図ったことを理由に下請代

買ったたきなど規制

下請法の運用基準定む

生じた場合において過大な違約金を下請代金の額から減じ又は別途支払わせること。
(1) 発注後に納入数量の不足を見本品等として取り扱うことにより下請代金の額を減すること。
(2) 発注後納品数量の一部を見本品等として取り扱うことにより下請代金の額を減すること。

③「著しく低い下請代金の額を不当に定める」に該当するかどうかを判断する際には、「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況のみならず当該給付に必要な原材料等の価格動向、親事業者の当該給付を使用し製品の販売による収益状況、下請事業者の当該給付による収益状況等を考慮するほか、次に掲げるような単価決定方法についての不当性を重視するものとする。

④「不当に定める」行為に当該行為を認められる親事業者の行為を例示すれば、次のとおりである。
1 一律に一定比率で単価を引き下げる場合
2 親事業者が、すべての種類の下請取引又は特定の種類の下請取引における下請事業者に対して一律に一定比率で単価を引

き下げて、下請代金の額を定めること。
3 一方的に下請代金の額を定める場合
(1) 一方的に、協力依頼等の名目で一定額を割り当て、当該金額を減じて下請代金の額を定めること。
(2) 一方的に、親事業者の予算単価により下請代金の額を定めること。
4 差別的に取り扱って下請代金の額を定める場合
合理的な理由がないにもかかわらず特定の親事業者を差別して取り扱っている下請事業者より低い下請代金の額を定めること。

5 実際よりも有利な取引条件を示して、下請代金の額を定める場合
下請事業者に発注量等の取引条件について、実際よりも有利であると誤認させ、これを利用して下請代金の額を定めること。(以下省略)

6 実際よりも有利な取引条件を示して、下請代金の額を定める場合
下請事業者に発注量等の取引条件について、実際よりも有利であると誤認させ、これを利用して下請代金の額を定めること。(以下省略)

7 実際よりも有利な取引条件を示して、下請代金の額を定める場合
下請事業者に発注量等の取引条件について、実際よりも有利であると誤認させ、これを利用して下請代金の額を定めること。(以下省略)

8 実際よりも有利な取引条件を示して、下請代金の額を定める場合
下請事業者に発注量等の取引条件について、実際よりも有利であると誤認させ、これを利用して下請代金の額を定めること。(以下省略)

組合のあゆみ

昭和55年4月—7月

4月
15日 組合通信九八号発行
18日 第35回理事会
主な決議事項
① 通常総会開催について
② 通常総会の議案について
③ 総会の代理出席者の取扱について
④ モデル事業の年度計画について
⑤ 盆資金の貸出し要綱について
⑥ 全ダ連総会の参加者と取扱いについて
⑦ 持分譲渡申請の審査について
⑧ 事務局員の服務規定について

5月
2日 常務会
8日 名古屋、関西両組合の協議会
10日 監事による最終会計監査
12日 通常総会招集状発送
13日 労務保険料申告

6月
15日 組合通信九九号発行
21日 臨時役員会
第五回通常総会(記事参照)
29日 中央会総会、委任状出席
30日 税務申告及び納税
3日 金融審査会(盆資金審査)
第36回理事会
主な決議事項
① 五月末の与信検討について
② 盆資金貸出しの追認について
③ 委員会組織について
④ 顧問に大東府議を推薦について
4日 ダクトの単価調査説明会
6日 代表理事変更登記認可庁へ決算終了報告
12日 九州栗田会長来訪懇談
13日 全ダ連理事会に理事長出席
16日 組合通信一〇〇号発行

7月
17日 梅田緑友会総会に専務理事代理出席
17日 雇用管理(初級)講座を事務局長終了
21日 工賃委員会
26日 日ダ連設立に関する建設省のヒヤリングに事務局長出席
28日 盆資金貸出し実行
30日 盆資金貸出し実行
3日 大空衛栗田局長来訪、懇談
4日 工賃委員会
5日 工賃委員会
7日 アライ実業新築披露
8日 KDK第3回ゴルフコンペ
12日 全ダ連第五回総会理事長他八名出席
15日 組合通信一〇一号発行

成人病と食生活
一日三回、生涯にわたって振りつづけるのが食事です。私たちのからだを作り、働らくエネルギーを補給する食品こそが生命の源です。「食は医なり」「食は薬なり」と祖先が喝破した言葉を、もう一度見直してみたいものです。
薬は一日三回定期的にキッチンと服用するにせよ、食事の回数も二回にしたり、一回にする。食べる時刻までマチマチにずれこんで、食事の時刻が守れない程忙しく過して始めてエリートだと自負する習慣。この辺で食は薬なり、又医なりとの古人の教えを生かすべきではないでしょうか。
若いOLに、やせたい一心で朝食抜きや、昼を軽くすませ、夜だけドカンと食べる傾向が見られます。そのくせ、ふと困ると嘆いていますが、こう云う食べ方が肥満を作り上げる原因です。
スマートを心がけるなら一回のカロリーを少なくして頻りに食べる方がホルモンの学的にはあつちです。

グラスウール・ダクト用石綿テープ
ダクト用シール材・保温保冷材料
防音材料製造販売
●日本板ガラス株式会社 代理店
●住友スリーエム株式会社
関西工業株式会社
〒550 大阪市西区境川1丁目1番51号 TEL (06)582-8261(代)
本社工場・岡山県玉野市宇野2丁目5-11 TEL (0863)31-2555(代)
岡山営業所・岡山市下石井2丁目3-8 TEL (0862)32-6041(代)

亜鉛メッキアングル製フランジを取付けた
NP ファブリダクト-FL 略称 N.F.D-FL
ファブリダクト・シリーズにフランジを取付けた「ニッパンファブリダクト-FL」はダクト組立工程の短縮・省力化を大巾に推進した画期的な製品です
発売元 **日本鐵板株式会社**
大阪支店 大阪市東区大川町1(日土地淀屋橋ビル)
TEL 大阪 (06) 203-5691(大代) 〒541

まず基礎的な理解を

斧原秀介氏 法令解説の講習

当組合は、建設省のおすすりめあり、本年度の建設雇用改善モデル団体として大阪府の四団体の一つにご指定をいただきました。創立五周年の組合として、誠に榮誉なことであり、また責任を覚える次第であります。この上は全組合一丸となって法の精神を体し、制度を活用して、ご期待に応え、ダクト業界に誇り得べき雇用水準を確立、維持したいものであります。早速モデル事業の一環として、去る五月に法令（制度）解説の講習会を実施して、各位の基礎理解に供したわけですが、以下は当日の講師であった斧原秀介氏のご講演の要旨であります。再録して供覧しましたので再読を切望いたします。（理事長）

モデル事業の特集



講演する斧原秀介氏

勉強させよう、ということでございます。それから三つ目は、建設労働者の福祉をもう少し増進しよう。この三本柱をうたっております。たしかに建設関係のお仕事は、国民総生産の二割を占めておられる。とよく言われます。そのみならず今後ともまだ、社会資本の投下で皆さんの従事されているお仕事は先き行き枯れることではない。非常に有望である。あるいは安定所の窓口にへ行けば、失業の保険をもらわれる方、若い人から老人まで、わんざと押しつけておられる状況でございます。なほ、今が国では百十何万とかいう失業者がおり、あるいは安定所の窓口にへ行けば、失業の保険をもらわれる方、若い人から老人まで、わんざと押しつけておられる状況でございます。なほ、今が国では百十何万とかいう失業者がおり、あるいは安定所の窓口にへ行けば、失業の保険をもらわれる方、若い人から老人まで、わんざと押しつけておられる状況でございます。

建設雇用改善法のあらまし

今日、わが国の建設業は国民総生産の20%を占める基幹産業として、日本経済社会の繁栄に重要な役割を果しており、そこに働く労働者の数は全産業労働者の一割を占めています。そして今後、社会資本の充実という社会的要請のなかで建設業の地位はますます高まっていくでしょう。このような重要な産業であるにもかかわらず建設業の雇用労働の面をみると、まだ前近代的な雇用慣行が残っており、また雇用の不安定、労働条件や福祉面での立遅れ、労働災害や賃金不払の多発など、他の産業に比べて数多くの複雑な問題をかかえており、今後の建設業を担う労働力を確保するうえからも、早急に改善する必要があるといえます。

五十二年十月一日といえますからオイルショック後の不況の真中ではないかと、教育訓練しよう、

すね。この年に「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」という少し長たらしい名前前の法律が、右は自民党から左は共産党まで全会一致で通っております。この法律の背景はいろいろございます。世の中が不況であったこともありますが、何よりも、建設関係に従事する労働者のあり方あるいは元請、下請の関係、こういうものがいろいろに社会問題化してきたことで、不況の真中に建設業を現わしたのでございませう。この法律は、端的にどういふことを言っているのかといふと、三つほどの柱がございまして、皆さん方が使っておられます従業員といふか建設関係の労働者の雇用の改善を進めていこうじゃないか、法律の名前の通りでございます。そして二つ目は、建設労働者の能力を開発しようじゃないか、能力開発、最近盛んに言われる言葉でございますが、もう少しかみ砕くと、教育訓練しよう、

5条 雇用管理責任者の選任
6条 労働者募集時の届け出

建設雇用の近代化

- ① 雇用管理責任者の選任
- ② 賃金台帳
- ③ 安全
- ④ 社会保険

雇入通知書の交付

賃金、労働時間、安全、社会保険、雇用通知書

8条 元請の下請把握

それから、最後の項で、八条でございます。元請の下請把握という問題がはつきりしてきております。ある意味では、元請の下請把握の責任を、この八条で言っているわけでございます。その下請がまた元請となっ

うこと、なるほど名前はむづかしいですが、皆さん方、経営者としてご自身で労働管理、雇用管理をやられるか、あるいは番頭さん格に委せておられるかのいずれかだろと思ひます。と、格別目新しいことではない。今まで通りでございます。およそ人を使う以上、法律で決められた最低の事柄、役所への届け出、等々のこういうことは実行済みの常識的なことと、雇用管理責任者の仕事と、法律でははっきりさせただけのことではあります。従って、これはすぐかたでも、ご自身なり、あるいは今までやっておられた労働関係の責任者の方にその名前を付けていただければ、まずいいわけでは

義務づけられる(7条)

次は第七条でございます。これも雇入れ通知書を交付する、ということでございます。これだけの雇用の期間、こういうものを一枚の書類に書いて渡さなければならぬということとです。賃金関係はもう少し前から既に、労働基準法で、文書で示さなければならぬと思ひますけれども、建設労働者を雇い入れる際には、いちいち、日雇いであれば毎日、季節の労働者であればその期間の初めから、あつておられるの

元請の下請把握

元請の下請把握という問題がはつきりしてきております。ある意味では、元請の下請把握の責任を、この八条で言っているわけでございます。その下請がまた元請となっ

法律では、工事規模で、全部が全部そういうものをお願いしておられないわけでございます。一日の出入り五十人以上ということになっております。だから下請では、一体この工事現場に一日何人来るのかというところは容易にわかり得ないわけでは、法律ではそういうふうになっておりますが、元請さん、ゼネコンさんの姿勢としては、今申し上げたような、きょうは四十九人なのか、明日は五十一人なのか非常にわかりにくいということからして、ほとんど全部たとえ工事規模が小さくても、そういうものを求めるという

もございませう。あるいは新聞広告等もたくさん利用されているわけでございます。また学校出等の募集に手を染められた所もあろうし、また安定所の門をくぐられた方もあろうかと思ひます。とにかくいろいろな方法で人手の確保は原則として自由でございます。ただ、遠くから住いを変えて、即ち住込み等で雇う場合には、前もって届けていただくとか、役所ではいろいろな制限をしております。

雇入れ通知書の交付

次は第七条でございます。これも雇入れ通知書を交付する、ということでございます。これだけの雇用の期間、こういうものを一枚の書類に書いて渡さなければならぬということとです。賃金関係はもう少し前から既に、労働基準法で、文書で示さなければならぬと思ひますけれども、建設労働者を雇い入れる際には、いちいち、日雇いであれば毎日、季節の労働者であればその期間の初めから、あつておられるの

元請の下請把握

元請の下請把握という問題がはつきりしてきております。ある意味では、元請の下請把握の責任を、この八条で言っているわけでございます。その下請がまた元請となっ

法律では、工事規模で、全部が全部そういうものをお願いしておられないわけでございます。一日の出入り五十人以上ということになっております。だから下請では、一体この工事現場に一日何人来るのかというところは容易にわかり得ないわけでは、法律ではそういうふうになっておりますが、元請さん、ゼネコンさんの姿勢としては、今申し上げたような、きょうは四十九人なのか、明日は五十一人なのか非常にわかりにくいということからして、ほとんど全部たとえ工事規模が小さくても、そういうものを求めるという

(前面のつぎ)

姿勢を打ち出されておられま... 元請は元請でそういう... 書類を徴収いたしますし、...

むつかしくなる人集め

求人倍率もすでに倍以上

これで十三ヶ条の、建設... 雇用改善法の中味は終わ... でございます。



ご存知のように、今も... とも人手を確保しておる産... 業は自動車産業でございます。

どと言えはなるほどござ... いますけれども、造船業界... の人集め、これが目立って...

モデル団体指定に自覚 先進事業者への向上を

建設業界も、ゼネコンと... おっしゃるような超一流の... 会社から、下請さん、孫請...

(建設雇用改善法)

第一条 この法律は、建... 設労働者について、その雇...

第二条 この法律におい... て「建設事業」とは土木、...

第三条 労働大臣は、建... 設労働者(船員職業安定法...

第四条 労働大臣は、建... 設労働者の募集、

第五条 事業主は、建設... 労働者を募集し、

第六条 事業主は、その... 被用者に、職業安定法(昭...

第七条 事業主は、建設... 労働者を雇い入れたときは...

第八条 一の場所におい... て行う建設事業の仕事(以...

第九条 一の場所におい... て行う建設事業の仕事(以...

第十条 一の場所におい... て行う建設事業の仕事(以...

第十一条 一の場所におい... て行う建設事業の仕事(以...

第十二条 一の場所におい... て行う建設事業の仕事(以...

第十三条 一の場所におい... て行う建設事業の仕事(以...

第十四条 一の場所におい... て行う建設事業の仕事(以...

第十五条 一の場所におい... て行う建設事業の仕事(以...

第十六条 一の場所におい... て行う建設事業の仕事(以...

第十七条 一の場所におい... て行う建設事業の仕事(以...

第十八条 一の場所におい... て行う建設事業の仕事(以...



資していただくということ... ざいいます。もちろん皆が皆... ざいいます。もちろん皆が皆...

建設労働者の雇用の改善等に関する法律

第一条 この法律は、建... 設労働者について、その雇... 用の改善、能力の開発、及...

建設労働者の雇用の改善等に関する法律 4面以上のつぎ

責任者の氏名を明らかにした書類を、労働省令で定めるところにより、当該建設工事に係る事業場に備えて置かなければならない。...

行うことができる。 (一) 事業主、事業主の団体又はその連合団体(以下この項において「事業主等」という。)に対し、建設労働者の技能の向上を推進するために必要な助成を行うこと。...

助成を行うこと。 2 政府は雇用促進事業団(昭和三十六年法律第百十六号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を雇用促進事業団に行わせるものとする。...

労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十二条(報告) 第十一條 公共職業安定所長は、労働省令で定めるところにより、第六條の事業主又は第八條第一項の元方事業主に対し、建設労働者の募集又は同項の関係者若しくは人の代理者又は法人若しくは人の業務に關し、前條の違反行為をしたときは、行偽者を罰するほか、その法人又は人に対しては、同條の刑を科する。...

(一) 第六條の規定による届出をせず、又は偽りの届出をしたとき。 (二) 第八條第一項の規定に違反したとき。 (三) 第十一條の規定による報告をせず、又は偽りの報告をしたとき。...

またつづいているのが商店街ばかりだ、ほそい横路地があった、そこも人の波、平和通りとアーチがあった。私はその通りを歩き、ヘビの黒焼を見て驚き、マーカーの様な市場へ入って又驚いた。...

過日の全ダ連總會に来賓 出席の御日本空調衛生工事業協会々長さんより健康長寿法のご紹介の配付を賜りました。氏独特の又誰にでもできる優れた内容であると信じここに転載させていただきます。...

10種類で、朝食前に約二合ばかり飲んでおられる。ご飯は圧力釜による完全玄米食で、これを良く噛んで味わって食べているが、長年常食として慣れているので、旅先などの白米に出会うと、歯応えがなく、味も水っぽくて何だか淋しくなる。...

果して、この大酒呑みで毎朝の体操は、六十年前から続けている。自強術、体操と、二十年前から始めた、真向法、体操の他に、例の青竹踏み、ぶら下りなどを合わせて、約一時間欠かさずやっている。話は変わりますが、社団法人「真向法倶楽部」に昭和十五年に入部、現在五段で目下六段に挑戦中である。...

ことわざに、棚からぼた餅 森本文子 ちとわに言葉があります。もちという言葉が、私、この棚はたに今年に既に二度も出逢った。...



こでグラスボートのガラス張りの船底から珊瑚礁と熱帯魚を見た。南海の海は、たしかに美しいと思うが、やはり私は日本海の岩礁あが魚類は名前のわからない物ばかりだ、ホテルの和食部でわらじえびのさし身を作ってもらったへんな姿のえびにびっくりした。...



一期一会 山本秀夫

私は大酒呑みの大食いである。酒に換算すると百以上は飲んでゐる。また、女好きも人並み以上かも知れない。夜更かし酒が多く、勢い睡眠時間が少なくなってしまふ。これが習性となつたのか今でも五時間の熟睡型である。...

そのお寺は通称、ポックリ寺。(清水山吉田寺)と云ふ。桑道は四段ですが、私は後遺症を残す破目となつたが、今となっては正にこれに玉にキズ、達者で生存者として、趣味の道では小唄の春日流入門、昭和三十三年に名取りを許され、下手な横好きで今も続けている。...

そんな次第で、健康法に半端にせず、楽しみながら長続することが肝心である。そこで私の念願は、生心掛け次第であると思つて存中は健康で、世を去るといふ。...

多分の九電電館で行われ、全国から約五千名の人々が大会に参加されました。楽しい夢のような三泊四日の旅、一日目は船中泊、船は心。ひめゆりの塔、平和祈降りました。人の多い事、どこを見ても人、人々で何処

このお寺は通称、ポックリ寺。(清水山吉田寺)と云ふ。桑道は四段ですが、私は後遺症を残す破目となつたが、今となっては正にこれに玉にキズ、達者で生存者として、趣味の道では小唄の春日流入門、昭和三十三年に名取りを許され、下手な横好きで今も続けている。...

このお寺は通称、ポックリ寺。(清水山吉田寺)と云ふ。桑道は四段ですが、私は後遺症を残す破目となつたが、今となっては正にこれに玉にキズ、達者で生存者として、趣味の道では小唄の春日流入門、昭和三十三年に名取りを許され、下手な横好きで今も続けている。...

営業品目 1. ダクトリベッター 油圧ワンタッチ式 2. 補強リベッター エヤー式そう音あり 3. フチマゲ機 テントウ虫が歩くような形で四面連続フチマゲを行い完了後停止する、1mm~1.2mm板用 4. トーパネ自転車 10本のパネを有するクッション抜群の金沢式自転車。腰痛、病弱者を対象に生産の予定。 大阪府大東市北条7丁目15番6号 電話574 ダクトリベッター金沢機械 TEL0720-78-4504

アネモ革命・工事スピード15倍 ヌニネツク 現地省力設計 アネモボックス 実用新案出願中 製造元 販売元 ミダイ工機株式会社 大阪本社 06-693-8261 東京支店 03-251-0215

写真にみる五年史

前掲理事長あいさつにもあるように当組合は本年創立五周年を迎えました。そこでこれを記念して本紙の縮刷版を特集。題して『写真で見える五年史』をご覧に供しました。喜びをともにし、また一層のご理解を深めていただければ幸いです。また、創立からの年表

創立からの年表

- 昭和49・10 近畿ダクト工業協会有志による設立発起人会がスタート。発起人代表、ヤブサ工業K（前社長、故坂東正治氏）
- 同50・3 設立趣意書を以て加入募集、同月末締め切り
- 同50・4・15 大阪市都島区の太閤園に於て創立総会開催。初代理事長に故坂東正治氏就任
- 同50・5 建設大臣及び大阪通産局長に設立認可の申請
- 同50・7 右の共管組合としてそれぞれ認可される
- 同50・8・4 設立登記完了
- 各認可庁へ設立届け出正式な組合活動開始
- 組合員数 二十九社
- 出資金 一〇〇万円
- 同50・9 全ダ連発起人会結成（発起団体となる）
- 購買事業開始
- 同50・10 機関紙（風と共に）創刊
- 同50・11・20 熱海の金城館に於て全ダ連創立総会開催
- 初代会長に小磯正夫氏就任。（事務局長は遠藤正夫氏兼務）

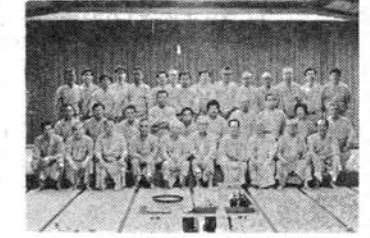
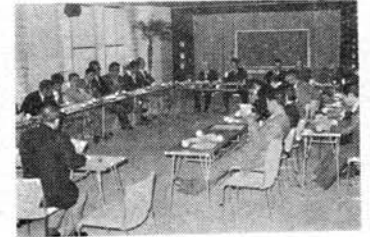
- 当組合前理事長は副会長に就任
- 同50・12 金融事業開始
- 同51・5・21 第一回通常総会。内外多数のご来賓を迎える
- 同51・7・24 全ダ連第一回通常総会。当組合前理事長は二代会長に就任
- 同52・5・24 第二回通常総会開催
- 同53・5・24 第三回通常総会開催
- 同53・8・26 協同組合連合会設立発起人会スタート。発起人代表は、当組合（前理事長、故坂東正治氏）
- 同53・8 当組合に対して、建設業許可。大阪府

- 知事般53第四九二七四号管工事業
- 同53・10 受注事業開始
- 同54・2・10 前理事長入院先でご急逝
- 同54・2・24 前理事長合同葬儀、告別式
- 現理事長、菅本博氏、葬儀委員長を担任
- 同54・3 近畿地建及び大阪府から一般競争入札組合の指定受け
- 同54・3・3 第二八回理事会に於て現理事長、菅本博氏就任
- 同54・5・23 第四回通常総会開催
- 同54・7 全国中央会からモデル組合の指定
- 同55・3 労働省より、建設雇用改善モデル団体

- 現理事長、菅本博氏、葬儀委員長を担任
- 同55・5・21 第五回通常総会開催
- 同55・7 大阪府会議員大東吾一氏を顧問に推すの指定

- 同55・5・21 第五回通常総会開催
- 同55・7 大阪府会議員大東吾一氏を顧問に推すの指定

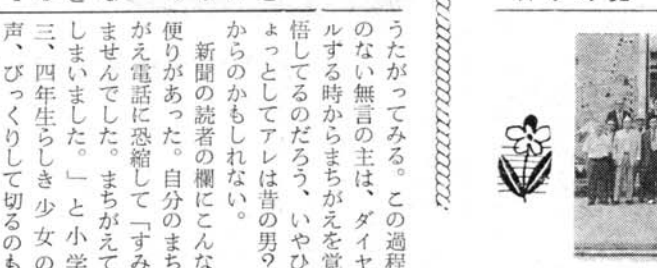
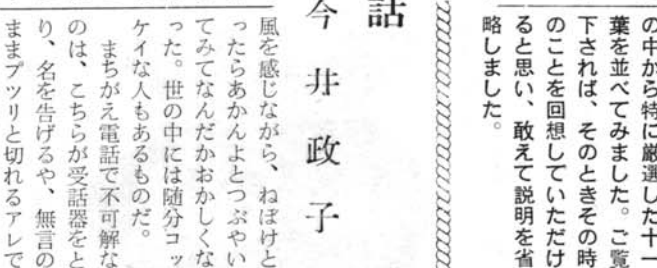
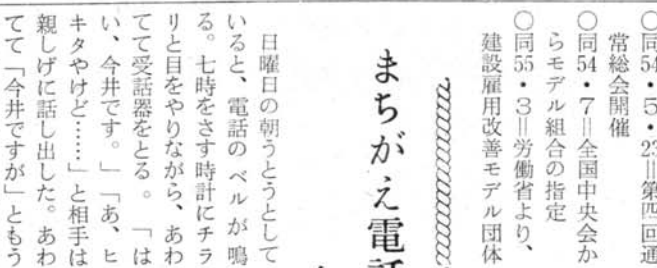
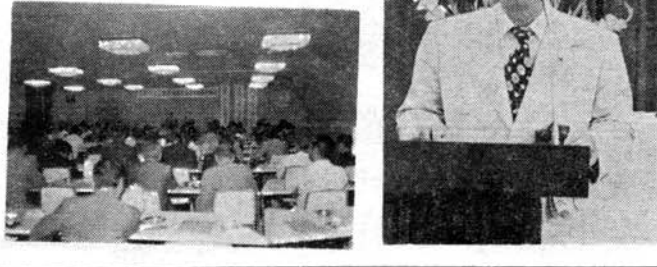
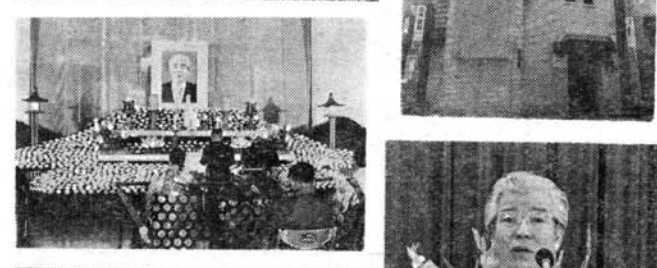
- 同55・5・21 第五回通常総会開催
- 同55・7 大阪府会議員大東吾一氏を顧問に推すの指定



各年度別伸長のあらまし (但し55年度は見込み)

年度	組合員数	出資金	購買事業	金融事業	受注事業	資産額	正味財産
	社	万円	千円	千円	千円	千円	千円
50年度	33	135	11,000	11,000		25,800	11,300
51年度	31	185	92,700	49,000		112,400	50,500
52年度	29	250	123,100	61,000		133,000	12,900
53年度	30	340	191,000	322,000		356,800	14,100
54年度	28		208,500	359,000	33,200	305,000	21,100
55年度		2,000	220,000	360,000			

- 同50・8・4 設立登記完了
- 各認可庁へ設立届け出正式な組合活動開始
- 組合員数 二十九社
- 出資金 一〇〇万円
- 同50・9 全ダ連発起人会結成（発起団体となる）
- 購買事業開始
- 同50・10 機関紙（風と共に）創刊
- 同50・11・20 熱海の金城館に於て全ダ連創立総会開催
- 初代会長に小磯正夫氏就任。（事務局長は遠藤正夫氏兼務）



現在の組合要綱

一、設立の目的（設立時の趣意書より）
『空調ダクトの製作取付工事』は、建築設備には重要で不可欠な部位を占めるため、将来の発展が特に期待される業種である。しかしその歴史は比較的新しく、かつ、ほとんどが中小の事業者によって構成されている。このため、個々の企業乃至

は任意団体での活動には限界があり、これらを克服、補完し、相互扶助の精神に則り、本組合での共同事業を通じて組合員の経営の合理化、取引条件の改善、競争力の維持培養により、その経済的地位の向上を図らうとするものであります。

二、組合地区と加入資格
大阪府、京都府、兵庫

三、事務所の所在地
〒530 大阪市北区神山町九一六山名ビル

四、主な事業

(1) 共同購買事業
組合員の取扱う副資材及び工具類を登録業者より共同購入するものです。

(2) 共同受注事業
組合員の取扱うダクト工事を共同受注するもので、当面官公庁工事を重点に進めております。

(3) 共同金融事業
組合員に対する事業資金の貸付（長期、短期）および手形割引を主として行なうものです。

(4) 教育情報事業
組合員の事業に関する経営及び技術の向上、または知識の普及を図るものです。

(5) 福利厚生事業
組合員の懇親を強めるとともに、慶弔を行うものです。

(6) 協約締結事業
組合員の経済的地位の改善のために団体協約を進めるものであります。

五、上部団体
大阪府中小企業団体中央会
全国ダクト工業団体連合会（略称全ダ連）

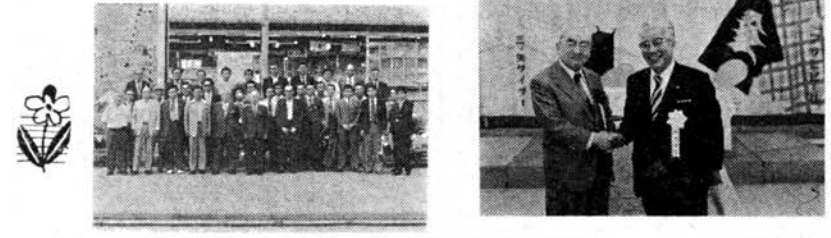
ましがえ電話

今井 政子

日曜日の朝うとうとうとして、電話のベルが鳴る。七時をさす時計にチラリと目をやりながら、あわてて受話器をとる。「はい、今井です。」

「あ、ヒキヤケド……」と相手は親しげに話し出した。あわてて「今井ですが」ともう一度言ってみると、相手は「アハハ……まだねぼけとるんとちがう？ ヒキヤケドか。」ここでじっと考えてみる……。かつて私にヒキケドのような名前の友がいただろうか、？ 気の毒な感じが落ちついて「どちら様へおかけでしょうか。」と問うと「ちよとって待て、イ、イ、イマイ、アツましがえたわ、ごめん。」電話は切れた。彼女はおそろく電話帳のイマイのページをたよりにダイヤルしたのだろう。朝のひんやりした

風を感じながら、ねぼけとったあかんよとつぶやいてみてなんだかおかしかった。世の中には随分コッケーいな人もあるものだ。ましがえ電話で不可解なのは、こちらが受話器をとると、名前を告げるや、無言のままツツリと切れるアレである。普通は「アレツ」とか「エツ」とかまず驚きの声をあげ、続いて「○○さんとちがいますか？」とか言い、最後は「すみませんでか」とか「どうも」とかで終るはずである。無言のまま切ってしまう人……この人は自分の聴力に自信があるか、ましがえ電話の常習犯であるにちがいない。普通の者は、確実にめざす相手を受話器をとるものと信じているので、ちがう相手が出たら、まず素直に驚きの声が出るものである。続いて聞きましがえを



各種ダンパー・フランジ・空調吹出口

その他空調資材の御用命は是非当社へ

日伸工業株式会社

兵庫県相生市本郷町4番4号
TEL 工場 079172-5169

取扱品目

ダクト用消耗品・スパイラル・吹出口
その他空調機材の総合取扱商社

株式会社 二川商店

〒551 大阪市大正区小林東1丁目2-41
TEL 06-554-2690~2
411-4349 (但し夜間・早朝用)